

令和 7 年 5 月 2 0 日

○規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則

[制定理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定めるため制定する。

[内 容]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき小田原市教育委員会の意見を聴取する事務は、次のとおりとすることとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること。
- (3) その他小田原市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務として市長が認めるもの

[適用]

公布の日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第29号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき小田原市教育委員会の意見を聴取する事務は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小田原市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務として市長が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。